

## 仕様書（入札条件書）

1. 件名： 公益財団法人佐賀県産業振興機構  
さが県產品流通デザイン公社公用車借上げ契約
2. 車種： アクア ハイブリッド グレードG 2WD FF 3台  
シエンタ G (7人乗り) ハイブリッド 1台  
ハイブリッド車 計4台
3. 装備： エアコン、パワーステアリング、運転席・助手席エアバッグシステム、AM/FMラジオ、フロアマット、サイドバイザー、ナンバーフレーム、ナビゲーションシステム、バックモニター、ドライブレコーダー(前後)  
ETC車載器、、三角表示板
4. ボディカラー： クリアベージュメタリック等（オプション料金がかからない色）
5. 借上げ期間： 令和6年4月1日～令和11年3月31日まで（60ヶ月）
6. 借上げ形態： メンテナンス付きのリース方式
7. 月間予想走行距離： 約1,000km
8. メンテナンス内容
- (1) スケジュール点検
- スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。  
スケジュール点検は、6カ月ごとに実施するものとする。
- |        |   |  |
|--------|---|--|
| エンジン   | ・ファンベルトのたわみ量<br>・冷却水の量<br>・ファンベルトの損傷<br>・低速及び加速の状態<br>・バッテリーの比重                             | ・エンジン・オイルの量<br>・エンジン・オイルのよごれ<br>・エンジンのかかり具合、異音<br>・バッテリーの液量                                |
| ステアリング | ・パワー・ステアリング・ベルトの緩み  |  |
| ブレーキ   | ・パーキング（駐車）<br>・ブレーキの液量<br>・ブレーキペダルの遊び<br>・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態                       | ・ブレーキの引きしろ（踏みしろ）<br>・ブレーキのきき具合<br>・ブレーキ・ペダルの踏み残りしろ   |
| タイヤ    | ・タイヤの空気圧<br>・タイヤのき裂、損傷  | ・タイヤの溝の深さ<br>・タイヤの異常な磨耗  |
| その他    | ・計器類の作用<br>・灯火装置の作用<br>・ウインドウォッシャの作用<br>・シートベルトの損傷、作用<br>・下回り各部の損傷、漏れ<br>・クラッチペダルの遊び<br>・洗車 | ・ワイパーの作用<br>・ウォーニングランプの作用<br>・ウインドウォッシャの液量<br>・エアコンディショナーの作用<br>・スペアタイヤジャッキ<br>・クラッチ液の量、漏れ |
- (2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）

- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

#### 9. メンテナンスに含まれないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 借主が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 借主の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

#### 10. リース料に含まれるもの

- (1) 自動車税
- (2) 自動車重量税
- (3) 自動車損害賠償責任保険料
- (4) 自動車取得税
- (5) 自動車リサイクル料金
- (6) 8に定めるメンテナンスに要する費用
- (7) 8に定めるメンテナンス時の代車費用

#### 11. リース料の支払

毎月払い（翌月末日までに支払い）

#### 12. 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、借主において車両を修理するものとする。

#### 13 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出するとともに、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (5) 受注者は、万が一納車日が遅れる場合は、同等の車種を代用すること。
- (6) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (7) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによるかし等（リコール等）の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (8) 任意自動車保険は、借主の責任により別途加入する。
- (9) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、借主と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。